

永見委員資料

第2回・第3回再犯防止推進計画等検討会における意見（概要）

全国保護司連盟副理事長

保護司 永 見 光 章

1. 就労支援について

- ・ 保護司として多くのケースを担当する中で、就労の関係でも、色々な支援をしてきた。以前、担当した16歳の女子少年が美容師の仕事に大変興味があると言うので、私が知り合いの美容院に紹介したことがあった。その女子少年は、その美容院で永く継続して働き、再犯なく、更生の道を歩んだ。また、別のケースで、担当した元暴走族の少年は、大好きな運転関係の仕事として、赤帽の運転手の仕事に就き、成人してからは、見事自立して、自分で赤帽の会社を立ち上げて、立派に更生した。
- ・ 一方で、うまくいかなかったケースがある。担当した少年を、リサイクル業者を営む協力雇用主に雇ってもらったことがあった。少年は、遅刻欠勤なしで4月間、継続して働き、私も大変うれしく見守っていたが、ある時、その少年は、突然仕事を辞めてしまった。少年に、その理由を尋ねると「空き瓶の回収をしていたが、実は、色弱であり、茶色・緑・透明の瓶の色が区別できず、内心、とても苦しんでいたのだと聞いた。
- ・ そのケースからの教訓としては、対象者は、「就職できれば良い」という訳ではなく、本人の希望や適性に合った仕事に就けるよう、「マッチング」に配慮することが非常に重要であること、また、仕事に就いてからも、職場での悩みや仕事を続ける上での支障がないか、対象者が職場に定着できるようきめ細かな支援の継続が必要ということである。
- ・ また、保護観察対象者を雇用する 協力雇用主へのサポート も大切だと思う。就労奨励金による経済的支援も必要だが、対象者が雇用主の下で定着し、永く就労継続できるよう、協力雇用主にも、継続的にサポートをしていく必要があると考える。

- ・ 都内では、板橋区協力雇用主会が活発な活動をしている。協力雇用主同士でネットワークを構築し、対象者を雇用する上での苦労などを共有したり、助言し合ったりするのは、協力雇用主の支えになると考える。また、こういった協力雇用主のネットワークの中に、保護司も入っていくことができれば、保護観察対象者への就労支援をより大きく推進できるのではないかと考えている。
- ・ 加えて、民間の協力雇用主に頼るばかりでなく、国や地方公共団体が自ら模範を示し、直接、対象者を雇用することも重要である。自治体と保護司会、保護観察所が協定を結び、保護観察対象者を直接雇用している自治体が東京都内（※）や他県でも広がっていると聞いている。国・地方公共団体は、率先して、そういった取組を進めていただきたい。

※大田区（平成２６年～） 東京都、世田谷区（平成２８年～）

２．住居の確保について

- ・ 保護司として、受刑者の出所後の帰住先などをあらかじめ調整する生活環境の調整を担当していると、対象者の更生に相応しい住居（居場所）を用意することは大変に難しいと感じる。受刑者が希望する引受人に会って、出所後に引き受けられるかどうかなどの調整を行うが、引受人が高齢の母親である場合など、母親としての責任感から「引き受ける」と回答することも多い。でも、実際に本人が戻ってきても、その母親は、自分の生活に精一杯で、本人を支える力はなく、結局、再犯に至った事例もあった。本人からの報復を恐れ、仕方なく「引き受ける」と言うケースもあり、出所後、本人が別の場所に転居してしまい、処遇に苦労したケースもあった。
- ・ 行き場のない出所者の受入れ先として最も私たち保護司が頼りにしているのは、更生保護施設である。更生保護施設は、少ない職員で、刑務所に何度も出入りしている者を昼・夜なく熱心に対応し、とても御苦勞

されているが、国は、更生保護施設の職員体制を強化するなどして、より多くの者が更生保護施設に帰住できるようにして欲しい。

- また、行き場のない人を施設で保護するだけでなく、公営住宅に住まわせて、地域の中で自立させていくのが良いのかなと思う。出所後や更生保護施設からの退所後に公営住宅で受け入れる仕組みができれば、再犯防止に大いに効果的であると思う。
- 就労に関して「協力雇用主」があるように、対象者の前歴などを知りながら、進んで、アパート等を提供してくれる「協力大家」のような制度があれば良いのではないかなと思う。対象者の家賃支払いが滞った場合などに、「協力大家」に対して保証金等が支払えるような仕組みがあったら、対象者の住居を安定させ、再犯を防止するのに、効果的だと思う。

3. 保健医療・福祉サービスの利用について（高齢・障害・薬物）

- 薬物事犯者については、医療などの専門機関に繋げることが重要だが、保護司としては、薬物事犯者の担当をするに当たっての最低限の基本的な知識や薬物の専門機関に関する知識を学んでおく必要がある。刑の一部の執行猶予制度が開始し、処遇の困難な薬物対象者を長期間処遇する必要があるため、保護司としても不安を抱えている。そこで、保護司会では、保護観察所が行う研修とは別に、地域のダルクの方を招いた自主研修や、ダルクの見学会などを行って、研鑽を積んでいる。最近では、多くの保護司会で更生保護サポートセンターを活用して、薬物事犯者の処遇について保護司同士で勉強会や事例検討会（地域処遇会議）を行ったりしている。このような取組をするための経費（地域処遇会議の実施経費、更生保護サポートセンターの拡充のための経費）の充実が必要である。
- これまで様々な薬物事犯者を担当してきた中で、保護観察期間中は様々な問題を起こしたが、保護観察終了後もダルクに通い続け、その後、

ダルクのスタッフになったケースが印象的である。保護観察が終わってからも、地域の専門機関に継続的に支えられることが大切だと身をもって感じた。

実は、保護観察が終わってからも、私のところに仕事の紹介など相談に来るケースは少なくない。しかし、保護観察が終わってからは、保護司としては動きにくいものだし、何か本人が問題を起こしたときに、何の責任も持てないので躊躇してしまう。

取り分け、高齢・障害を抱えた者や薬物事犯者は、保護観察終了後も長期にわたる支援が必要であろう。必要なときに、相談に応じてもらえるような窓口が地域にあり、そこから、保健医療・福祉サービスに繋げることができれば、更生への道を歩んでくれるのではないかと思うので、そういった 地域の相談体制 を設けることが重要ではないかと考える。